

改正電子帳簿保存法 対応セミナー



電子帳簿保存法は令和3年度税制改正において大幅な要件緩和がなされた一方、「電子取引に係る電子データ保存」が義務化されています。この電子データ保存の義務化については令和5年度税制改正において新たな猶予措置が設けられましたが、書面での保存は廃止され電子データの保存への対応は必要になることから、早急に準備を進めておく必要があります。このセミナーでは、改正電子帳簿保存法についての概要から対応方法まで分かりやすく解説いたします。ぜひこの機会にご参加ください。

講座内容

1. 電子帳簿保存法の概要
2. 電子帳簿保存法の要件について
3. 税制改正のポイント
4. 実務上のポイント

電帳法について詳しく知りたい方や、
どう対応して良いのかとお悩みの方へ
分かりやすく解説いたします！



講師

塩野貴之税理士事務所 代表
STコンサルティング合同会社 代表

しおの たかゆき

塩野 貴之 氏



上智大学卒業後、旭硝子（現・AGC）株式会社と中堅商社の経理部門において決算早期化・子会社管理・上場準備・原価計算・管理部門の仕組み作り・M&A業務等の各種業務に従事。独立後は20年以上の上場企業勤務の経験を活かし、業務改善を通じて顧問先の業績向上をサポートするなど、中小企業のお金を守り社長を支える「社外参謀」として活動中。難しい専門用語をできるだけ使わず、相手の立場に立った分かりやすい説明には定評があり、現在の顧問先は個人事業主から上場企業まで多岐にわたっている。

日時

7月11日（木）14:00～16:00

会場

本庄商工会議所会館 大ホール

受講料

無料

定員

40名（定員になり次第締め切らせていただきます）

主催

本庄商工会議所

TEL: 0495-22-5241

【お申込方法】

本セミナーはWEBにてお申込みを受付けます。

右記コードを読み取り、「改正電子帳簿保存法対応セミナー」を選択してください。

申込後、自動確認メールをもって受付完了となります。

WEB 予約サイト <https://reserva.be/honjoccisoudanjyo>

WEB 予約が難しい方はご連絡ください。（担当：飯島・下村）

